**＜＜　産前産後休業期間中の保険料免除＞＞**

**（平成２６年４月から）**

次世代育成の観点から、出産前後の経済的負担を軽減して、子どもを産みやすい環境を整えることを目的に、産前産後休業を取得した方に、育児休業等と同様の配慮措置を講じることとされたものです。

|  |
| --- |
| **★産前産後休業期間中の保険料免除****●免除期間**：産前産後休業開始日の属する月から、終了日の翌日の属する月の前月までの保険料が免除されます。**※平成２６年４月３０日以降**に産前産後休業が終了となる方（平成２６年４月分以降の保険料）から対象となります。**・産前産後休業**：出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産予定日）以前４２日（多胎妊娠の場合は９８日）から出産の日後５６日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に従事しないことをいいます。**・出産**：妊娠８５日（４か月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産、人工妊娠中絶も含まれます。　　●**届出：**産前産後休業を開始した日以降に、事業主が『産前産後休業取得者申出書』を提出してください。 |

|  |
| --- |
| **★産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定****●対象者**：産前産後休業終了日の翌日の属する月以後３か月間の報酬（支払基礎日数が１７日未満の月を除く）の平均を報酬月額として算出した標準報酬月額が、休業時点の標準報酬月額と１等級以上の差が生じる場合。**※平成２６年４月１日以降**に産前産後休業が終了となる方から対象となります。※基礎となった３か月の翌月から標準報酬月額が改定されます。※産前産後休業終了日の翌日に、引き続き育児休業等を開始した場合は対象とはなりません。　　●**届出**：被保険者が事業主を経由して『産前産後休業終了時報酬月額変更届』を提出してください。 |